

## 議第 1580 号

### 白山市鹿島町地内における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市鹿島町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
					主要用途（処理能力）
ミナミ金属株式会社	白山市 鹿島町	ぬ 72 番 4 外 3 筆	宅地	9,472.76	破砕施設 新設 ・ 廃プラスチック類 21.4 t/日 (8 時間) ・ がれき類 459.6 t/日 (8 時間)

#### 【理由】

ミナミ金属株式会社は、平成 20 年より鹿島工業団地内である本申請地において、主に県内の事業所から排出される情報通信機器等を主に手作業で分別する中間処理を行っている。

今回、新たに破砕機を設置することにより効率的な再資源化を図り、廃棄物の排出抑制、環境負荷の低減に寄与しようとするものである。

当施設は、市街化区域内の工業地域に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保、敷地内の緑化等がなされるとともに、周辺住民への説明や関係機関との調整が終了していることから、都市計画上支障がないと考えられる。